様式第１号（第４関係）

指定ごみ袋製造承認申請書

年　　月　　日

（宛先）久慈市長

申請者　住　所

氏　名

法人にあっては、主たる事務所

の所在地、その名称及び代表者

の氏名

指定ごみ袋の製造等に関する要綱第４の規定による指定ごみ袋の製造の承認を受けたいので申請します。

１　指定ごみ袋の販売形状等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 大きさ | | |
| 大 | 中 | 小 |
| 販売形状 |  |  |  |
| 入枚数・巻枚数 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 販売予定価格（税抜） | 円 | 円 | 円 |

備考１　販売形状は、袋詰め又はロール状のどちらかを記載すること。

２　入り枚数・巻枚数は、販売形状に応じて記載すること。

３　販売予定価格は、予定する小売店への卸価格を税抜きで記載すること。

２　添付書類

　(1) 個人の場合は、住民票及び身分証明書の写し

(2) 法人の場合は、登記事項証明書の写し

(3) 指定ごみ袋の製造等に関する要綱第３第３号に該当する旨の宣誓書

(4) 指定ごみ袋及び外装袋の見本

(5) 印刷する内容が確認できる図面又は印刷されたごみ袋の見本

(6) 指定ごみ袋の厚さ及び引張強度を証する書類（ただし、申請者及びその者に関連する組織以外の第三者検査機関が検査し、発行したものに限る。）

(7) その他市長が認める書類

様式第２号（第５関係）

指定ごみ袋製造承認決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

久慈市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった指定ごみ袋の製造の承認については、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 承認番号 | 久慈市指定ごみ袋製造承認第　　　号 |
| 承認期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |

備考１　承認内容に変更があった場合は、速やかに指定ごみ袋製造承認変更届出書（様式第４号）を提出すること。

２　指定ごみ袋の製造を廃止する場合は、指定ごみ袋製造廃止届出書（様式第５号）を当該廃止の日から14日以内に提出すること。

３　指定ごみ袋の製造等に関する要綱（以下「要綱」という。）第11に規定する指定ごみ袋販売数量報告書（様式第７号）を指定期日までに提出すること。

４　承認期間の満了後、引き続き承認を受けて指定ごみ袋を製造しようとする者は、承認期間が満了する日の30日前までに、指定ごみ袋製造承認申請書（様式第１号）に要綱第４の規定に定める書類を添えて提出すること。

様式第３号（第５関係）

指定ごみ袋製造不承認決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

久慈市長　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった指定ごみ袋の製造の承認について、次の理由により承認しないことと決定しましたので通知します。

不承認とした理由

様式第４号（第６関係）

指定ごみ袋製造承認変更届出書

年　　月　　日

（宛先）久慈市長

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所

の所在地、その名称及び代表者

の氏名

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で承認の決定の通知があった指定ごみ袋の製造について、次のとおり変更したいので、指定ごみ袋の製造等に関する要綱第６の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更の内容及び理由

２　変更年月日

様式第５号（第７関係）

指定ごみ袋製造廃止届出書

年　　月　　日

（宛先）久慈市長

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所

の所在地、その名称及び代表者

の氏名

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で久慈市指定ごみ袋の製造の承認を受けた内容について、製造を廃止したので、指定ごみ袋の製造等に関する要綱第７の規定により、次のとおり届け出ます。

１　廃止年月日

　　　　　　年　　月　　日

２　廃止の理由

３　添付書類

　　指定ごみ袋製造承認決定通知書

様式第６号（第８関係）

指定ごみ袋製造承認取消通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

久慈市長　　　　　　　　　　　印

指定ごみ袋の製造等に関する要綱第８第１項の規定により、指定ごみ袋の製造の承認を取り消しましたので、次のとおり通知します。

なお、先に交付した承認書については、要綱第８第３項の規定により、速やかに返還してください。

１　承認番号

久慈市指定ごみ袋製造承認第　　号

２　取消理由

様式第７号（第11関係）

指定ごみ袋販売数量報告書

年　　月　　日

（宛先）久慈市長

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所

の所在地、その名称及び代表者

の氏名

指定ごみ袋の製造等に関する要綱第11の規定により、次のとおり販売数量を報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象年月 | 販売数量 | | |
| 大 | 中 | 小 |
| 年４月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年５月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年６月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年７月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年８月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年９月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年10月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年11月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年12月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年１月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年２月 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 年３月 | 枚 | 枚 | 枚 |